

改 正 後	改 正 前
第 3 条の 3 ((国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)) 関係 (保管の委託をしている期間の通算) 3 の 3－13 措置法令第 2 条の 2 第 7 項第 2 号に規定する計算期間のうちに、国、所得税法別表第 1 に掲げる内国法人（以下この項において「公共法人等」という。）、指定金融機関等又は公益信託若しくは加入者保護信託（以下「公益信託等」という。）の受託者（これらの者のうち、その国外公社債等の利子等の交付を受ける者以外の者に限るものとし、以下この項においてこれらの者を「期間通算対象者」という。）が所有する又は当該公益信託等の信託財産に属していた国外発行公社債等につき保管の委託をしていた期間がある場合には、当該期間とその国外公社債等の利子等の交付を受ける公共法人等、指定金融機関等又は公益信託等の受託者が自ら所有する又は当該公益信託等の信託財産に属する国外発行公社債等につき保管の委託をしている期間とが連続しているときに限り、当該期間通算対象者が保管の委託をしていた期間も、措置法令第 2 条の 2 第 7 項第 2 号に規定する「当該保管の委託をしている期間」に含まれるものとする。 (注) 期間通算対象者（国を除く。）が所有していた国外発行公社債等については、措置法第 3 条の 3 第 6 項の規定の適用を受けられる国外発行公社債等、又は措置法令第 2 条の 2 第 8 項若しくは第 9 項の規定の適用を受けられる国外発行公社債等に限り、上記の取扱いを適用する。	第 3 条の 3 ((国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)) 関係 (保管の委託をしている期間の通算) 3 の 3－13 措置法令第 2 条の 2 第 7 項第 2 号に規定する計算期間のうちに、国、所得税法別表第 1 第 1 号に掲げる内国法人（以下この項において「公共法人等」という。）、指定金融機関等又は公益信託若しくは加入者保護信託（以下「公益信託等」という。）の受託者（これらの者のうち、その国外公社債等の利子等の交付を受ける者以外の者に限るものとし、以下この項においてこれらの者を「期間通算対象者」という。）が所有する又は当該公益信託等の信託財産に属していた国外発行公社債等につき保管の委託をしていた期間がある場合には、当該期間とその国外公社債等の利子等の交付を受ける公共法人等、指定金融機関等又は公益信託等の受託者が自ら所有する又は当該公益信託等の信託財産に属する国外発行公社債等につき保管の委託をしている期間とが連続しているときに限り、当該期間通算対象者が保管の委託をしていた期間も、措置法令第 2 条の 2 第 7 項第 2 号に規定する「当該保管の委託をしている期間」に含まれるものとする。 (注) 期間通算対象者（国を除く。）が所有していた国外発行公社債等については、措置法第 3 条の 3 第 6 項の規定の適用を受けられる国外発行公社債等、又は措置法令第 2 条の 2 第 8 項若しくは第 9 項の規定の適用を受けられる国外発行公社債等に限り、上記の取扱いを適用する。